

平成 25 年度第 2 回日野市入札及び契約等監視委員会議事概要

開催日時場所	平成 25 年 8 月 27 日（火） 午前 10 時 00 分～正午 日野市役所 2 階 201 会議室	
出席委員	委員長 西浦 定継（明星大学理工学部教授） 委 員 掛川 亜季（弁護士 りんどう法律事務所） 委 員 原田 征久（公認会計士 原田会計事務所）	
議事次第 1. 開会 2. 審議事項 （1）抽出案件について（平成 25 年 5 月 1 日から平成 25 年 7 月 31 日までの総務課契約締結分） （2）契約書、請書の作成について 3. その他 4. 閉会		
質問・意見		回答
（1）抽出案件について ・ 抽出方法等の説明を事務局に求める。 ○工事について ・ 今回の対象案件は 3 件で、入札調書は 2 件しか添付されていない。金額が大きい工事は、今後入札調書を添付してもらいたい。		・ 今回の審査対象期間は、平成 25 年 5 月 1 日から平成 25 年 7 月 31 日までとなっています。 この間に総務課で契約締結した案件の総数は 238 件です。前年同期と比較しますと契約件数が増加しています。また、今回から抽出案件について、落札率の高い、低いのみに着目するのではなく、契約手続きにおける入札参加資格の設定や指名の理由なども対象に含めました。また、特命随意契約も対象に含めています。 ・ 了解しました。

・仲田小のトイレ改修工事の内容はどのようなものか。 ・総合評価方式で行ったＮＯ１とＮＯ２の評価値が、３点台と８点台と大きく開きがあるがどうか。 ・ＮＯ１で技術評価資料が提出されなかったということだが、この技術評価資料は作成するのが大変なのか。 ・総合評価の基準で経審の点数に上限を設けているが、これは中小企業の保護などが理由なのか ・仲田小のトイレ改修工事の参加希望者が２者しかないのはどのような理由なのか ○設計・測量について	・小中学校のトイレは全体的に老朽化しているなので、和式から洋式に変えたり、バリアフリー対策を施すなどしています。国から補助金を受けて実施していますので、全国的な流れかと思います。 ・評価値の算出方法は、技術評価点を入札価格で割り返します。そのため、入札価格によって評価値が大きく変わります。 ・技術評価資料は、様式が決まっているので、作成すること自体はそれほど大変なものではありません。 その資料の中に労務単価を遵守するかとの項目があり、「守る」とした場合に総合評価で２点を加点しています。この場合、工事完了後に下請事業者も含めて労務単価を遵守した証明書等を提出してもらいます。この証明書の提出が大変だという話を聞くことはあります。 なお、結果として労務単価を遵守できなかった場合には、工事成績から５点減点するとともに翌年度の総合評価案件においては不利になる場合があります。 ・そのとおりです。 ・指名競争とは違い入札参加希望を取ったためで実際の理由はわかりません。
---	---

・下水道施設耐震化（25-1）耐震診断業務委託並びに実施設計業務委託について、予定価格を公表しているのにもかかわらず、落札率が50%を切っているが、この積算は正しいのか。 ・今回、市営住宅と本庁舎の耐震補強設計業務委託が行われたが、耐震補強工事は今後も予定されているのか。 ・耐震診断と耐震補強設計をまとめて契約することはできないのか。	・予定価格については、東京都の積算基準を用いて算出しています。そのため、予定価格が特別に高いということはありません。落札事業者は、下水道設計業務等を過去に何度か受注しており、市の現状等を把握しているため経費を抑えることができたのではないかと考えています。 ・小中学校はすべて終了していますが、その他の公共施設については、今後、計画的に行う予定です。 ・現状では難しいと思います。
○消耗品について ・国保のパンフレットや熱中症予防啓発パンフレットを特命随意契約で購入している理由は何か。 ・介護保険料のしおりなどは複数年分まとめて印刷しておくことはできないのか。	・市民への周知を目的としたパンフレットは、単純に価格のみでの競争にはせず、複数者の商品の価格、内容、わかりやすさなどを担当課で比較検討し、購入する場合が少なくありません。価格で競争する前に質で競争していると捉えています。 ・次の制度改正の時期が明確でないことや必要部数の算出が難しいことなどから、現状では難しいと思います。
○修繕について ・消防用設備修繕については、落札率が低い、原因は何か。	・公表案件なので、仕様書だけを見てある程度積算ができるもの、現場確認が必要なものなどがあり、本件はどちらかというと前者に該当すると思われます。1件

・このような修繕は、定期的に行うものであり、内容的にも難しそうでもない。価格の変動はあまりないのではないか。市独自の積算基準を制定したほうがよいのではないか。 ○委託につて ・「ごみ・資源分別カレンダー」各戸配布業務委託は、ただ単純に各戸にポスティングするものなのか。 ・業者選定はどうしているのか。事業者の地域要件を都内まで拡げないとできないのか。	は4者、もう1件は6者から入札参加の希望があり、競争性があったからではないかと思われます。 ・今回の修繕に関しては工事のような積算は行っていません。例年行っている修繕であるので、これまでの経過等を踏まえ予定価格を設定しています。市独自の積算基準を設けることは無理だと思います。 ・12万3千部印刷し、約9万3千部程度を世帯に配付しています。一軒家に見えても2世帯住宅である場合は、2冊配布など、各戸に応じて配布し、その情報をまとめて市に提出し、主管課は次年度事業者はその情報を提供して、スムーズな配付ができるようにしています。 ・以前、落札した業者には配布もれ等問題が多く、市民から苦情が殺到し、主管課がその対応に多大の時間と労力をかけたことがありました。当然、主管課は注意し改善を求めてきましたが、2年続けてその事業者が落札し、2年目も同様の問題が解決されなかったという経緯があったので、今回はそのような事態は今後避けたいとの相談がありました。今回は、他市での実績があること、プライバシーマークを取得していることを落札後提示するよう仕様書に書き込んだので、この点を考慮して業者選定を行いました。結果として、市内で登録のあ
---	---

・ 現行の基準で、何か不都合が生じたという例はあるのか ・ 即時に契約が履行されるものについて、請書の作成を省略することは、問題ないと思うが、たとえば修繕などについては、直してすぐにおしまいというわけではなく、数ヵ月後に何かしらの異常が発生する場合もあるので、リスクとの兼ね合いで考慮したほうが良いのではないか。原則論として作成したほうが良いというのはもちろんであるが、実務的にはなかなか難しいだろうから、どこでラインを引くのかをしっかりと整理した方が良いと思う。 ・ 細かいものまで形式的にすべきではない。当然仕事は個人でするものではなく組織で行うものであって、一般的には決裁をとって行うものであるから、内部コントロールに委ねるべきではないのか。 ・ 請書は対外的な証拠になるもので、省略する場合の金額については履行後どうなるのかというところまで考慮し、作成	円未満の場合は契約書を省略し請書（契約の相手方が当該契約を請け負うことを証明する書類）でも良く、2万円未満は請書を省略してもよいことになっています。 ① 30万円未満は請書の作成でよいか、② 2万円未満は請書の省略でよいか、③ 委託契約のみ2万円未満でも請書を作成している現行の運用は妥当であるか。以上について、ご意見を伺います。 ・ そのような話は聞いていません。
---	---

の有無の利点を比較して決定しなければならないと思う。 ・このような問題は、実務担当者の意見が重要になると思うので、問題にあったケースがないのかを調査し、それを基にガイドライン的なものを作成するのが良いのではないか。	・委員の意見も踏まえて、再度、内部で検討していきたいと思います。
--	--